

年会費のご案内

東芝グループカード年会費 … 無料

2025年12月9日改定

東芝グループカード会員特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と株式会社オリコプロダクトファイナンスとの提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●東芝グループカード
2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスに入会を申込むものとします。
3. 三菱UFJニコスが本カードの本人会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17カ月前から1カ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱UFJニコスは、本カードの有効期限の到来をもって、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。

第4条(適用除外)

会員規約中の家族会員に関する規定は適用されないものとします。

第5条(年会費)

本カードの年会費は、無料とします。